

介護分野・障害福祉分野への就職支援に向けた特例措置について

1 事業の概要

介護未経験者等の介護分野等への就職や職場定着を促進するため、介護分野の委託訓練において、訓練生の就業希望に沿った複数の職場体験・見学等を実施し、一定数以上が受講した場合は、職場見学等推進費の支給を行う。

2 職場見学等推進費支給の要件等

(1) 対象訓練

知識等習得コースのうち、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、居宅介護職員初任者研修、及び介護福祉士実務者研修のいずれかを組み込んだ令和8年度開講の訓練で2か月以上の訓練を対象とする。

(2) 職場見学等の要件

- ① 職場見学、職場体験、及び職場実習(以下「職場見学等」という。)のいずれかを実施すること。(職業人講話のみは不可) ^{※1}
- ② 訓練生の就業先の希望(特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービス、シヨートステイ、訪問介護、障害福祉施設など)が多様であることを踏まえ、複数(2か所以上)の職場見学等^{※2}を行うこと。

(3) 職場見学等の実施時間(合計)

6時間以上とする。^{※3}

(4) 職場見学等の実施方法

職場見学等は、原則として現場での実施を基本とするが、職場見学のみオンラインでの実施も可とする。やむを得ず職場見学をオンラインで実施する場合には、当校と協議を行うこと。

(5) 提出書類

- 職場見学等を計画する委託先機関は、企画提案時にカリキュラムにその時間を設定するとともに、「別紙21 職場見学等実施計画書」を提出すること。
- 委託先機関は、訓練終了後、「別紙22-1 職場見学等実施報告書」、「別紙22-2 職場見学等実施報告書受入先事業所確認票」及び「別紙22-3 職場見学等実施報告書受講者確認票」を提出すること。

(6) 職場見学等推進費の単価

職場見学等推進費は、以下の算定方法で算出する「職場見学等実施率」が80%以上である場合に支払うこととし、単価は訓練生1人当たり10,000円(外税)とする。

<職場見学等実施率>

$$\text{職場見学等実施率} (\%) = (b + c) \div (a + c - d) \times 100$$

a : 修了者

b : 修了者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

c : 中途退校者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

d :修了者のうちやむを得ない理由(仕様書10(1)ウに定めるものに限る。)

により2か所以上または6時間以上職場見学等に出席できなかった者

(7) 支給額

(5)の報告に基づき(6)により確定した単価×入校者数によって計算される額を支給する。

※1 職場見学等の詳細な定義

職場見学：介護(障害)福祉サービス利用者(以下「利用者」という。)のいる時間帯に福祉施設等を訪問し、施設職員の説明を受けながら福祉サービス提供の実態を見学することを指す。

職場体験：一つの福祉施設等において、当該施設職員の指導を受けながら、施設職員が利用者に提供するサービスの補助等を行うことを指す。

職場実習：一つの福祉施設等において、当該施設職員の指導を受けながら、利用者に提供するサービスについて法令の範囲内で行うことを指す。

福祉施設等：原則として、介護保険法又は障害者総合支援法に基づく施設サービス又は在宅サービスで介護職員の配置がされている施設や事業所を指す。ただし、訪問看護事業所等、医療系の施設や事業所は除く。

※2 複数(2か所以上)の職場見学等

(1)異なるサービスであること

デイサービス事業所2か所等、同じサービスで複数の職場見学等ではなく、原則、異なるサービスで職場見学等を設定すること。新型コロナウィルス感染症の拡大状況等により、異なるサービスでの職場見学等の設定が困難となった場合は、この限りではない。

(2)異なる事業所であること

同一の事業所で職場見学と職場実習を実施しても、2ヶ所とはならず1ヶ所となる。

※3 時間数の考え方

(1)実施時間に含まれるもの・含まれないもの

施設での職場見学等をしている時間のみが実施時間に含まれる。事前オリエンテーションや振り返りについては、施設の職員によるものであれば実施時間に含める。一方、職場見学等の施設の職員によらない事前のオリエンテーションや振り返りは実施時間には含まれない。

(2)介護初任者研修などの職場実習を義務付けている科目がある場合

義務づけられた職場実習の時間数についても、職場見学等の時間数に含める。

(3)職場見学等の実施場所への移動時間

職場見学等の実施場所への移動時間は職場見学等の実施時間に含まない。

※特例措置については、委託訓練実施要領の改正により変更することがある。